
鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

U2 貨物船に対する復原性要件

U2.1 一般

U2.1.2 復原性要件の計算

-6.を次のように改める。

-6. 着氷については、IMO 決議 MSC.267(85) “*International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)*” (その後の改正を含む) の B 編 6 章を参照すること。

附 則

1. この達は、2016 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。